

## ニュースレター

2009年11月



インデックス

### 新文書

BOT、BTO、BTの形態による投資に関する新規定	3
プロジェクト実施資金及びプロジェクト保証最低資金	3
プロジェクトリストの作成及び公開	4
プロジェクト契約	4
投資ライセンス発行手続及びプロジェクト実施	4
工事運営期間満了後のプロジェクト工事譲渡	5
投資優遇	5
最低賃金は2010年1月1日から適用	6
財務諸表の表示及び注記に適用する会計基準	6

### ガイドライン文書

付加価値税	7
非関税区以内の組織、個人に提供する商品、サービス	7
商品輸出後に発行されたインボイス	7
陸路国際運送に対する付加価値税	7
個人所得税	8
個人所得税免税の収入の算定	8
税務管理	8
税務法律違反処分のガイドライン	8
2009年に減額される付加価値税、法人税の申告のガイドライン	8
輸出入及び税関	9
非貿易輸入、仮輸入の商品に対する税関手続	9



# 新文書

## BOT、BTO、BTの形態による投資に関する新規定

BOT(建設・運営・譲渡)、BTO(建設・譲渡・運営)、BT(建設・譲渡)の形態は、政府が特にインフラ建設投資分野で投資を奨励する形態である。

2009年11月27日に、政府は、この分野に関するより透明な具体的規定を制定するために、2007年5月11日付政令第78/2007/ND-CP号(政令第78号)に取って代わる政令第108/2009/ND-CP号(政令第108号)を公布した。政令第108号の主要変更点は下記の通りである。

### プロジェクト実施資金及びプロジェクト保証最低資金

政令第108号に規定する、プロジェクト契約履行義務を保証するための自己資本比率及び資金比率の規制が以前の規定から変更している。詳細は下記の通りである。

番号	投資総額	自己資本	資金
1	1.5兆ドンまで	投資総額の少なくとも15%(前規定は20%及び30%)	投資総額の少なくとも2%(前規定は2%及び3%)
2	1.5兆ドン以上	投資総額1.5兆ドンまで: 投資総額の少なくとも15% 投資総額1.5兆ドン超過分: 投資総額の10%適用 (前規定は10%)	投資総額1.5兆ドンまで: 投資総額の少なくとも2% 投資総額1.5兆ドン超過分: 投資総額の1%適用 (前規定は2%及び3%)



## プロジェクトリストの作成及び公開

同政令は、投資を呼び掛けるためのプロジェクトリストの公開手続に関する具体的な規定を制定している。

各省庁、省レベル人民委員会は、投資家がプロジェクトを選択し、登録(プロジェクトリストの最終的な掲載時から30日以外)できるように、毎年1月にプロジェクトリストを公開することとしている

## プロジェクト契約

同政令は、投資家が関連当局から許可を得た場合に、プロジェクトの目標、規模、技術標準及び実施スケジュールに影響を与えない範囲で、プロジェクト契約に規定される権利及び義務の一部又は全部を譲渡することを認めている。

その他、投資家は、プロジェクトの規模、技術標準及び実施資本総額の内容を変更することが出来る。

## 投資ライセンス発行手続及びプロジェクト実施

政令第78号によると、計画投資省が、プロジェクトに関して投資ライセンス発行申請書類を審査し、交付する機関となっている。他方、同政令に規定する各区分に従って、投資ライセンスを付与する権限は計画投資省又は省レベル人民委員会に与えられている。

提出書類は、フィジビリティスタディの報告書、投資ライセンス発行申請書、プロジェクト契約、企業の定款からなり、その審査基準は、(1)プロジェクト契約の各当事者の権利及び義務、(2)プロジェクト実施スケジュール、(3)土地使用見込み、(4)環境措置、(5)投資優遇及び政府保証に関する投資家の申請についてとなっている。



## 工事運営期間満了後のプロジェクト工事譲渡

以前の規定と異なり、プロジェクト契約に規定するプロジェクト工事の完了日から6ヶ月以内に、投資家は、建設に関する法律の規定に従い、工事建設投資総額の決算書類を作成しなければならない。関連当局と投資家は、相互に協議し、工事建設投資総額の決算書類の会計監査を行う独立監査人を選定しなければならない。

## 投資優遇

政令第78号の規定によると、BOT、BTの形態で設立した企業は、特別な投資優遇とプロジェクト実施の全期間にわたる優遇税率を適用できた。具体的には、プロジェクト実施の全期間で法人税率10%、4年間の法人税免税、その後9年間の法人税半額が適用可能であった。

しかし、特別な投資優遇は、政令第108号の下では適用されなくなる。その代わりに、法人税優遇は、現行の法人税法の施行ガイドラインを規定する財政省令第130/2008/TT-

BTC号に従うものとする。具体的には、インフラ建設投資分野に対する投資優遇は、法

人税10%の適用期間が10年間(又はプロジェクトが大規模であれば、30年まで延長することが可能)、4年間の法人税免税、その後9年間の法人税半額が適用可能である。

このように、BOT及びBTO形式でインフラ分野に投資するの各企業は、法人税法及び上記の財政省令第130/2008/TT-

BTC号に規定する投資優遇を享受する可能性は高いといえる。

政令第78号の規定と同様に、BOT、BTO、BTプロジェクト企業と請負業者は、輸出入税法の規定の下で輸入税を免税される。従って、その企業は、固定資産形成のための商品、プロジェクト実施のための部品、パーツ、原材料に対する輸入税を免税される。その他に、当該企業は、プロジェクト実施全期間で地代又は土地使用料を減免される。

政令第108号は、2010年1月15日から施行される。同日の前に投資ライセンスを交付された投資家は、プロジェクト契約と有効な投資ライセンスの規定に従い、継続して実施が認められる。同日の前にプロジェクト契約を締結したが、投資ライセンスを交付されていない投資家は、プロジェクト契約を再調整し、且つ同政令の規定に従い、投資ライセンス発行手続を行う



## 最低賃金は2010年1月1日から適用

2009年10月30日に、政府は、①労働者を雇用するベトナムの会社、企業、協同組合、協力隊、農場、世帯、個人及びその他の組織に勤務する労働者及び②外資系の企業、機関、組織、国際組織及び外国個人に勤務する労働者、に対する地方最低賃金をそれぞれ規定する①政令第97/2009/ND-CP号(政令第97号)及び②政令第98/2009/ND-CP号(政令第98号)を公布した。

これによると、社会経済条件が異なる地方、地域、勤務先によって規定する新最低賃金が2009年の最低賃金と比べ上昇する。具体的な最低月給には、以下の通りである。

2010年1月1日以降	2010年1月1日以降	
	ベトナム企業等	外資系企業等
地方I	98万ドン	134万ドン
地方II	88万ドン	119万ドン
地方III	81万ドン	104万ドン
地方IV	73万ドン	100万ドン

政令第97号及び政令第98号に規定する最低賃金が2010年1月1日から労働契約に記述する給与、各種手当の金額を算定する基礎となり、且つ2009年に適用される政令第110/2008/ND-CP号及び政令第111/2008/ND-CP号に規定する当該最低賃金に取って代わる。従って、2010年1月1日以降の一般最低賃金が2009年に適用されていた65万ドンに代わり、73万ドンになる。

## 財務諸表の表示及び注記に適用する会計基準

2009年9月11日に、財政省は、財務諸表の表示及び注記に関する国際会計基準の適用のガイドラインを規定する省令第210/2009/TT-BTC号を公布した。

これによると、産業及び分野を問わず、金融商品関連の取引を行う企業等はすべて、財務諸表の表示及び注記にあたって、国際会計基準委員会により2007年に公布、発表された国際会計基準(IAS No32)及び国際財務報告書基準(IFRS No07)を適用しなければならない。

同省令は、署名日から45日後発効し、且つ2011年以降の財務諸表における金融商品の表示及び注記に対して適用される。

# ガイドライン文書

## 付加価値税

### 非関税区内の組織、個人に提供する商品、サービス

2009年10月27日に、財政省は、非関税区内の組織、個人に提供するサービスに対する付加価値税のガイドラインを規定する公文書第15057/BTC-TCT号を公布した。これによると、ベトナム国内企業等により非関税区内の組織、個人に提供される、家屋/会場/事務所/ホテル/倉庫の賃貸サービス、労働者送迎のための運送サービス、飲食サービス(工場の食膳供給サービス、非関税区内の飲料サービスを除く)のような各種サービスに対しては、付加価値税率0%を適用してはならない。

加えて、ベトナム国内企業等により輸出加工企業に対して提供される食料品、食品、台所器具、ガス及び保護服装のような日常生活関連の商品については、輸出加工企業はその税関手続を行う必要がない。

### 商品輸出後に発行されたインボイス

付加価値税及びインボイス管理に関する現行の規定によると、商品に対する付加価値税は、代金を回収したか、回収していないかにかかわらず、買手に所有権又は使用権が移転した時点で課されることとなる。また、インボイスは商品提供の直後に作成されなければならない。

つまり、企業が輸出を目的として商品を購入する場合に、売手は、所有権又は使用権を譲渡した時点でインボイスを作成し、購入企業に発行しなければならない。商品が輸出された後に、売手がVATインボイスを作成し、輸出企業に発行する場合には、売手が発行したVATインボイスの付加価値税(インプットVAT)については、輸出企業はこれを控除できず、商品の購入費用に計上されることとなる。

税務総局により2009年10月13日に公布された公文書第4198/TCT-CS号のガイドラインは上記の通りである。

### 陸路国際運送に対する付加価値税

現行の規定によると、国際運送は、出発点又は到着点のいずれかがベトナム領土に位置し、他の出発点又は到着点が外国領土に位置する国際線路による旅客、荷物、貨物の運送からなる。国際運送は、契約に記載がある場合、国内運送路線を含むこともある。

仮に、国内運送路線が全体の80-95%を占めていた場合であっても、ベトナムから国外へ陸路で貨物を運送する企業が上記の要件に該当する場合には、すべて国際運送と扱われることとなり、運送契約及び銀行経由決済証書の要件を充足する限り、当該取引総額は、付加価値税0%の適用が認められる。



## 個人所得税

### 個人所得税免税の収入の算定

2009年11月9日に、税務総局は、2009年個人所得税免税のガイドラインを規定する2009年8月12日付財政省令第160/2009/TT-BTC号の趣旨に従い、個人所得税の免税判定に関するガイドラインを地方の税務局に提供するために、公文書第4581/TCT-TNCN号を公布した。

これによると、居住者である個人の以下の収入も個人所得税が免税となる。

- 2009年1月1日から2009年6月30日までの期間に支給された2008年の賃金、給与
- 2009年1月1日から2009年6月30日までの期間に支給された2007年以前の賃金、給与

## 税務管理

### 税務法律違反処分のガイドライン

2009年9月16日に、税務総局は、1つの税務違反行為に対しては1回の処分を行うことを基準とした税務申告書類の提出延納の場合の取り扱い、及び繰り返し行われる違反行為の判定法に関するガイドラインを規定する公文書第3771/TCT-CS号を公布した。

これによると、1つの税務違反行為は、1回の処分を受けることとなる。また、処分を受けても引き続き違反した場合には、加重措置が適用されることとなる。ここで、税務分野において繰り返し行われる違反行為とは、以前に違反したが、処分を受けておらず、且つ処分の時効が満了していない行為である。

上記を基礎として、納税者は、同時に複数のVAT申告書類を提出した場合に、所定期日に遅れて提出したそれぞれのVAT申告書類が、1つの税務手続違反行為として数えられる。上記の税務手続違反行為に（納税者が繰り返し違反することにより）加重措置が適用される場合には、納税者は、税務手続違反行為に対する加重措置に基づくペナルティが適用される。

### 2009年に減額される付加価値税、法人税の申告のガイドライン

2009年10月1日に、税務総局は、2009年に減額される付加価値税及び法人税の申告のガイドラインを規定する公文書第4028/TCT-KK号を公布した。

- 減額される法人税の申告の場合：納税者は、財政省の2009年2月18日付公文書第1086/BTC-CST号及び財政省令第03/2009/TT-BTC号、財政省

令第 85/2009/TT-BTC号に規定する具体的なガイドラインを参照する。企業が申告支援ソフトウェアを利用した場合に、当該用紙でバーコード申告書を印刷した後に、手書きで内容を補足する。

- 財政省令第13/2009/TT-BTC号及び財政省令第85/2009/TT-BTC号の下で付加価値税半額となる付加価値税の申告の場合：  
納税者は、付加価値税50%減額対象となる商品及びサービスについて、様式01-1/GTGTの、「10%VAT税率」の欄に記載するのではなく、「5%VAT税率」の欄に記載したうえで、「備考欄」に“50%減税済み”と注記する。この場合、VAT税率50%減税対象となる商品及びサービスに対する付加価値税額及び売上高は、本来の5%VAT税率の商品及びサービスに対する付加価値税額及び売上高と合算して記載されることとなる。なお、納税者が申告支援ソフトウェア(HTKK)を利用している場合には、VAT税率50%減税対象となる商品及びサービスについては、[30]、[31]の欄に記載される。

## 輸出入及び税関

### 非貿易輸入、仮輸入の商品に対する税関手続

2009年10月28日付財政省令第79/2009/TT-BTC号の一部内容を改正、補足する文書が未制定の間に、商業目的以外で、輸入、仮輸入を行う商品に対する税関手続進行の問題点の解決を目的として、財政省は、下記の通り当該のガイドラインを規定する公文書第15182/BTC-TCHQ号を公布した。

- ベトナム企業が、外国企業の求めに応じて、ベトナムの顧客向けの保証サービスを実施するために、製品及び部品を輸入する場合で、売買契約や商業インボイスが存在せずに代金を支払わない場合には、その税関手続は、非貿易輸入商品に対するガイドラインに従う。品目区分や税制は、現行の規定に従うこととなる。
- 企業が、外国の船舶や航空機の部品の取替えや修理を行うために、部品及びパーツを仮輸入する場合で、売買契約が存在しない場合には、税関手続は、(仮)非貿易輸入商品に対するガイドラインに従う。税関申告者は、修理期間を関税当局に登録しなければならない。登録した期間が満了しても部品等が再輸出されていない場合には、税関申告者は納税しなければならない。



For more information, please contact:

**Richard Buchanan**  
Partner  
rhubuchanan@deloitte.com  
Tel: +84 8 3910 5267

**Tom McClelland**  
Partner  
tmcclelland@deloitte.com  
Tel: 84 8 3910 0751

**Donald Wilson**  
Senior Tax Counsel  
donawilson@deloitte.com  
Tel: +84 8 3910 5267

**Bui Ngoc Tuan**  
Tax Director  
tbui@deloitte.com  
Tel: +84 4 3577 2530

**Bui Tuan Minh**  
Tax Director  
mbui@deloitte.com  
Tel: +84 4 3577 0782

**Lynn Tastan**  
Tax Director  
ltastan@deloitte.com  
Tel: 84 8 3910 0751

**Andrea Tochackova**  
Tax Director  
atochackova@deloitte.com  
Tel: 84 8 3910 0751

This **tax newsletter** is published for the clients and professionals of the Deloitte – Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter.

---

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia – a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at [www.deloitte.com/vn](http://www.deloitte.com/vn).

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.

@ 2009 Deloitte Vietnam Tax Company Limited



**Hanoi Office**

8 Pham Ngoc Thach, Dong Da District , Hanoi

Tel: +84 4 3852 4123

Fax: +84 4 3852 4143

**Tax & Consulting Advisory Office**

Suite 401, Ocean Park Building

1 Dao Duy Anh, Dong Da District , Hanoi

Tel: +84 4 3577 2530

Fax: +84 4 3577 2529

**Ho Chi Minh Office**

11<sup>th</sup> Floor, Saigon Trade Center

37 Ton Duc Thang, District 1

Ho Chi Minh City

Tel: +84 8 3910 0751

Fax: +84 8 3910 0750